

00 検察署の通訳を使用する権益についての告知書

- 1、 法院組織法第98条の規定には「訴訟の当事者、証人、鑑定人およびその他の関係者に中国語に通じない者がいる場合は通訳がこれを翻訳して伝達する。聾啞者についてもまた同様とする」とあります。刑事訴訟法第99条では「被告が耳または発話が不自由であったり、言葉が通じなかったりする場合は通訳を用いることができ、並びに文字による尋問または文字で陳述するよう命ずることができる」と定めています。聾啞者と中国語に精通していない者の訴訟権益の保障を着実に実施するため、検察機関が刑事事件を取り扱う際に通訳を使用する上での注意事項第3点では「検察官は刑事事件を取り扱う際に当事者または関係者に通訳の需要があるかどうかを自発的に理解するか、または質問する。並びにケースに応じて通訳を選任する。当事者または関係者における通訳の必要の有無を理解するため、召喚または通知の際に文字を付記するか、通訳使用申請書（付録を参照）の方法によって通訳の要求が提出できることを告知する」と定めています。
- 2、 あなたが刑事事件の被告/告訴人/告発人/証人/鑑定人/またはその他関係者であり、聾啞者、先住民、外国人またはその他の理由で中国語に精通していないか、または中国語で円滑に意見を述べられない場合、添付の「通訳使用申請書」に記入し、申込みの理由の十分な証拠となる関連文書を添付して検察機関に対し翻訳が必要な言語の通訳の選任を申し込むことができます。
- 3、 「通訳使用申請書」が必要であれば、本署単一窓口聯合服務中心及び開廷受付に問い合わせてください。

本署所在地：_____。

単一窓口聯合服務中心問合わせ電話：_____。